

## 事実経過の整理(その1)

### I.用語について

この訴訟において問題となっている「新聞紙の販売事業」は、新聞(商品)の種類、事業者、販売方法、市場などに関して以下のような複雑な構造を持っています。そのため「全国紙」「卸売5社」「即売」という条件に絞り込まれています

1.新聞(商品)の種類	・全国紙(この訴訟では「全国紙」を新聞紙と定義)
	・スポーツ紙、夕刊紙、英字紙、競馬紙など
2.新聞(販売)事業者	・発行本社5社、卸売5社、即売業者、即売店など
	・販売店
3.即売業者	・一般の即売業者
	・関空島即売業者・・・関空販社・APS社・(なんばミヤタ)
4.新聞の販売方法	・実配(宅配)
	・即売(売店と搭載)

## II.公取委報告(平成8年10月)まで

	年月	事実・証拠・判決	独禁法条文
1	平成2年6月	APS社設立 りんくうタウン及び建設中の空港島にて新聞販売を開始	
2	平成5年10月	卸売5社は、無届の関空販社を設立 卸売5社は、共同で営業活動を行ない、関空販社を窓口として空港島内で全国紙(新聞紙)の販売を行なった。 結果、シェア90%以上を確保し市場を独占した。 (大阪高裁判決:19頁(3):関空販社の設立当初の活動 :平成8年10月公取委報告までを認定)	法16条2項 届出義務 法2条5項 私的独占 法2条6項 不当な取引制限
3	平成6年2月 ~同年3月	卸売5社は、APS社からの取引申込に対して、関空販社を唯一の販売窓口とするとして、共同の取引拒絶を行なった (大阪高裁判決:24頁(2):...その余の被控訴人らについて :卸売5社の共同取引拒絶の認定)	法2条9項1号 不公正な取引方法 一般指定1項1号 共同の取引拒絶
4	平成6年4月 ~同年8月	卸売5社は、APS社に供給される新聞紙に関し、なんばミヤタに対して、取引の拒絶・制限(数量・内容など)などを行なった (甲第23号証)	一般指定2項 その他の取引拒絶
5	平成6年7月 19日	卸売5社は、APS社との取引について、関空販社に対して売店用は取引条件を付し、搭載用は取引拒絶を指示した (甲第40号証別添:関空販社からの内容証明)	一般指定1項2号 共同の取引拒絶
6	平成6年9月 ~平成8年10月	卸売5社は、なんばミヤタからAPS社向け搭載用新聞紙の増数申入れについて、同社に対して、増数を拒絶した (甲第23号証 資料No.10・11・12・14・15)	一般指定2項 その他の取引拒絶
7	平成8年10月 1日	卸売5社に対する、公取委の報告書 (平成6年6月・APS社が公取委に行った事実の報告に対して)	法45条1項 報告・措置請求
8	平成8年10月 30日	卸売5社は、前記の報告を受けて、公取委に報告書を提出 『卸売5社はそれぞれ新聞販売事業を行なう』旨の文書 (甲第4号証)	
9	平成8年12月 25日	卸売5社に対する注意処分「通知書」が、公取委からAPS社に送付された 「独禁法上の措置は採らなかったが、独禁法違反につながるおそれのある行為がみられたので、独禁法違反の未然防止を図る観点から関係人に注意した」旨の通知書 (甲第5号証)	一般指定2項 その他の取引拒絶

## III.以下係争中